

III.

条例等に基づく風景づくり

第 8 章 公共施設における風景づくり

- 1．公共施設における風景づくりの考え方 8-2
- 2．公共施設の整備に関する指針 8-2

1. 公共施設における風景づくりの考え方

道路や公園・河川、それらに付随する工作物、公共建築物などの公共施設は、都市空間の主要な部分を占めるもののひとつです。こうした公共施設は、人々の暮らしを支える重要な基盤であるだけでなく、風景の骨格として、魅力的な風景づくりにおいても重要な役割を果たします。

そのため公共施設の整備にあたっては、地域の風景に配慮した風景づくりを積極的に進めるとともに、各公共施設の総合的・計画的な連携により地域全体の魅力や質を高めるように取り組んでいきます。

公共施設の整備を行う際には、景観法に基づく建設行為等の届出の有無に関わらず、風景づくりの理念や方向性、風景づくりの方針・基準を踏まえた整備を行うとともに、下記に示す「基本事項」に基づきながら、街の魅力を先導する役割を果たすように努めます。

2. 公共施設の整備に関する指針

公共施設の整備にあたっては、以下の公共施設風景づくり指針（基本事項）に基づいて整備を行います。

< 公共施設風景づくり指針(基本事項) >

- ・ 区民に愛され、地域の誇りとなるような公共施設として構想する。
- ・ 区民の風景への意識を高める設計や管理を検討する。
- ・ 場所の記憶をつなぎながら新たな風景の魅力を創出するような工夫を行う。
- ・ 周囲の街の要素をつなぎ、界わいを形成するような工夫を行う。

上記の基本事項をもとに、道路、公園、河川、建築物などの整備において、風景づくりに配慮すべき事項などを具体的に示す「公共施設風景づくり指針（ガイドライン編）」を作成し、これに基づき整備を行うとともに、国、都、その他関係区市との調整を図っていきます。